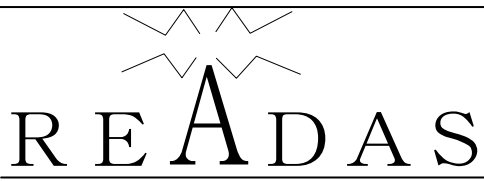


第 4916 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 2月 5日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

☞ 太陽光発電設備の即時償却

Q：太陽光発電設備を取得すると、その費用が全額償却できるそうですが、どのような内容のものなのですか？

A：次のような内容のものです。

【解説】

お尋ねの取扱いは、太陽光発電設備の即時償却といわれるもので、平成24年度の税制改正で制度化されたものです。

平成27年3月31日までに太陽光発電設備を取得等し、その取得の日から1年以内に法人の事業の用に供した場合にこの即時償却の適用が受けられます。

対象となる設備は、太陽光を電気に変換する認定発電設備でその出力が10kw以上であるもののうち、太陽光の利用に著しく資するものとして財務大臣が指定する一定のものです。

ただし、この即時償却は、太陽光発電設備を国又は地方公共団体の補助金又は給付金その他これらに準ずるもの（補助金等）で取得等した場合には、適用が受けられないこととなっていますので注意してください。

補助金等が太陽光発電設備の取得価額の一部に過ぎない場合であっても、即時償却をすることはできません。

補助金等を受けるのがいいかどうか、検討してみる必要があります。

